

看護闘争ニュース

NO. 124

2007年12月21日

診療報酬 + 0.38% ! 8年ぶりのプラス改定

来春の診療報酬改定では、財務省の厳しい締め付けのなかでしたが、0.38%のプラス改定が決定しました。8年ぶりのプラス改定です。医師や看護師の不足、深刻な現場の労働実態、地域医療の困難さという現状からすれば、0.38%の小幅改定は、不十分なものと言わざるをえません。しかし、プラス改定にさせたことは、この間の私たちの運動と世論の反映といえます。大いに確信にし、春闘でも攻勢的な運動の展開、「働き続けられる職場づくり」の本格化や大幅賃上げが求められています。

0.38%の小幅に止まったのは、政府・与党が社会保障費の抑制路線を変えず、2200億円の自然増カット方針にしがみつき続けたからです。社会保障費増額へ路線転換を厳しく迫っていくことが重要です。そのためにも、増員署名を徹底して推進して世論をひろげ、国会で確保法の実効ある改正や予算修正を迫ることが必要です。

A モニタリング及び処置等	B 患者の状況等
・創傷処置	・寝返り
・血圧測定	・起き上がり
・時間尿測定	・座位保持
・呼吸ケア	・移乗
・点滴ライン同時3本以上	・口腔清潔
・心電図モニター	・食事摂取
・シリンジポンプの使用	・衣服の着脱
・輸血や血液製剤の使用	
・専門的な治療・処置 抗悪性腫瘍剤(注射薬)の使用 麻薬(注射薬)の使用 放射線治療 免疫抑制剤(注射・内服)の使用 昇圧剤(注射薬)の使用 抗不整脈(注射薬)の使用 ドレナージの管理	

「7対1」入院基本料への制限をさせない取り組みを!

医労連「緊急の病棟サンプリング調査」実施中

今後、1月16日に厚労大臣からの諮問を受けて、中医協が点数改定について議論を詰め、2月中下旬に答申が出されます。この中で、「7対1」入院基本料に対して制限が加えことを目的に、「看護必要度」の導入が検討されています。ハイケアユニットの看護必要度を使った調査では「7対1」「10対1」「13対1」に明確な差が出ず、矛盾を露呈しましたが、さらに「看護必要度」の項目を変えて、あくまで導入の姿勢を変えていません。

日本医労連は、この動きに反対し、低すぎる配置基準こそ問題があり、基準の引き上げを制限するなど許されることではないと、考え方を明らかにしてきました。緊急に病棟のサンプル調査を行い、この結果を持って政府交渉を行う予定です。各組合での協力をお願いします。



増員署名 各地で奮闘!

全厚労

「院内署名」強化で署名トップ(63,549筆)に

全厚労は、前回の増員署名に続いて、新署名も63,549筆と、署名到達第1位になっています。

全厚労の中でもトップが新潟です。院内の署名コーナーをいち早く設置し、患者さんや家族、通院の患者さんが、次々と署名していってくれます。現在、24,000筆を集めています。

長野では、病院祭の時、玄関で署名を行なった単組や、病院長に申し入れ、経営側も「看護師の不足は深刻、署名やってもいいよ」と承諾、玄関に執行委員が立って署名を訴えている単組、女性部は独自に1月に駅前での署名宣伝を企画しています。

秋田でも「院内署名運動」を重視し、団体交渉で「医師・看護師の増員と国の医療予算を増やすこと」は共通課題と確認し、院内署名を行なうことを会に申し入れました。会は、1~2月の2ヶ月間、各病院の1ヶ所増員署名を取ることを承諾しました。

埼玉では、院内に署名箱を設置し、周辺の組合まわりも予定しています。

全日赤秋田

11月2日から、院内に「増員署名」のコーナーを設置しました。玄関を入ってすぐ左、長いテーブルに3連の署名簿が置かれ、周りにはポスターが貼られています。組合が病院に申し入れたところ、「看護師を確保するのに四苦八苦している。思いは共通。いいですよ」と快く署名コーナーの設置を許可。患者さんの反応もよく、続々と署名が集まっています。



不払い残業の是正を求め労基署へ申告!

国共病組大手前支部

大手前支部では、退勤調査を重ねて、依然として病棟看護師などの超勤に対する不払いが改善されていないことから、労基署に改善指導を要請しました。

労基署は、申請があった4点について調査すると対応しました。

1. 時間管理のあり方が適切か(タイムカードと時間外申請箋との差など)
2. 休日出勤などの割増率がどう適応されているか(深夜勤務割増も含め)
3. 休日(週休、祭日等)が週(月)内に消化されているか。消化されなかった場合、法律にもとづいて適切な対応がとられているか
4. 違法当直の有無

大手前では、時間外箋も、「書けない」「書かない」実態になっています。また、参加が義務づけられた会議にはタイムカードを押してから参加させたりしています。タイムカードと実際の申請箋との差を調べれば、時間管理が適切かわかります。会議の案内をした文章があれば調べることができるというものでした。

あなたの職場は大丈夫?

時間外手当も、休日は35%割増、22時~5時は60%割増が、連合会の規定になっています。その規定どおりに支払われているかどうか。例として、準夜の翌日が休日の場合が多々あります。したがって、準夜の時間外、それは本来60%割増となるところですが、50%のままになっている可能性があります。

病棟看護師など土・日が休日とは限らない変形労働制をとる場合、週休(公休)、指定休日、祭日の振替休日などは、その月に消化しなければなりません。翌月に持ち越した場合は、休日出勤をさせたことと同じ扱いで35%割増しが支払われなくてはなりません。実際そうなっているかどうか調査対象です。

国共病組ニュースより